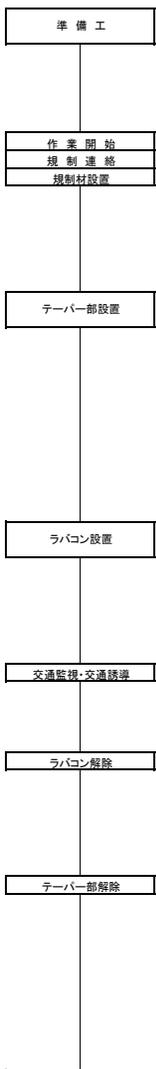


4) 定期協議による車線規制

② 網掛トンネル下り線作業手順(2-1)

制定・改訂日 2025.3.27



内 容	留 意 事 項
作業箇所の確認及び規制予定提出(規制位置の線形確認従来規制の確認等) ・作業打合せ(KV活動) ・作業人員・車両・保護員・発災箇所等の資料の確認(規制責任者の選任・前業着用) ・保護員の確認 ・使用機械・器具の点検 ・積み荷の確認・規制箇所との規制材数量確認 ・業務用プレート確認	・安全打合せ等による・規制予定等 ・安全打合せ等による ・作業分指・配置の確認 ・車両の点検結果報告 ・安全打合せ等による ・通行線検・持ち込み点検等による(回転灯・工事用車両の表示) ・通行点検表による ・積み荷確認等による
一宮管制室へ規制開始の報告。 ・規制車両及び作業員は下り216.6KP非常駐車帯まで回送する。 ・自動規制装置を作動させる。 ・標識の表示確認をしながらK262.5駐車帯まで回送する。	・規制予定整理番号確認・会社(発注者)ネクスコへの規制連絡 ・車両発動時の合図の確認 ・本線走行車両に充分注意をする。 ・長野側固定標識設置区別(規制図による) ・軸止めの設置(運転手に降車の必要がない場合は除く) ・標識時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。 ・標識車の表示は【規制設置中・作業員に注意】とする。 (手動可搬標識は 作業中)
・テーパー手前300m～100m(線形に応じて適宜安全と思える場所)で発災筒を数本使用し仮テーパーを設置する。 【保安員1・作業員1】 (3本以上で車線の半分以上程度まで収める) ・仮テーパーの発災筒は保安員の監視の下、作業員が設置する。 ※逆起標識の場合 仮テーパーが設置できたら非駐で待機している車両を2台同時に降車し、仮テーパー内に入線させる。 (降車は路肩・中分の先通しの良い方の作業員が行う) ・テーパー開始KP上流に矢印板を2枚増設する。(20mピンチ) ・300m区間20m間隔で設置し、はじめの4枚は、路肩に設置し、残り12枚で車線を片側にする ・テーパー設置時は、監視員を1名を配置し一般通行車両の監視を行う。 ・回転灯を1枚目～コードリール30m次部～コードリール30m標識車を配置する ・ピカポンを2枚～8枚目及び11枚目～12枚目に設置する。 ・ピカから2基及びピカから4番中設置板を設置する。 ・標識車配置後、手裏表示を工事中のパターンに変更する。	トンネル用情報板及び信号機の確認 転がり防止付き発災筒を使用する。また、転がり防止が発災筒に取り付けてあるか確認を行う。 発災筒での火災・火災注意。 発災筒の消火は消火ポットを使用する。 ・逆起標識の場合仮テーパー設置後、矢印板を安全の為、設置する余裕がある場合は事前に設置する。 ・交通監視員は発災筒の鎮火確認を行い火災予防する。 仮テーパー設置後矢印板を設置する。保安員2名配置し1名は一般車に注意 地起し名は一般車に注意地起ししながら、作業員に危険告知せられる場所に居る。 ・矢印板は、専用ウエイท์及び土蓋を取付け、転倒防止する。 ・ロープで防護柱等等に固定可能な矢印板は、土蓋を設けなくても良い ・回転灯・安全太郎の転倒防止処置及び標識車のハンドルきり止め止めの確認 ・逆起筒への進入時合図の方法及び留意
・ラバコンを20m間隔に設置する。(トンネル内は赤白ラバコンで50m間隔に設置する。) ・テーパー部より20m程度の位置にフェンコーン等・工事用看板を設置 ・トンネル出入口200m程度の間のラバコンにはかかりこを設置する。 ・規制解除位置にありかつ標識・解除標識の順に設置する ・規制区間は、駐車帯ごとく高規格鎮火矢印板を設置し、トンネル内を除く可変式速度規制標識は、 目隠しをする(トンネルの場合は管制で90に変更する) ・V字型のラバコンは通行帯側が山側となるよう設置する事 ・交通監視員は、テーパー部より10m後方テーパー一部監視し、異常があれば是正する ・交通誘導がある場合は、工事用車両出入口と、グリーンキャップを設置し 交通保安要員2名で誘導を行う。 ・とまるぞー設置	・車両発進・停止合図 ・看板等の設置状況確認 ・かかりこ 点灯確認 ・標識が向かうラバコン設置位置及びラバコンの向きを一定方向に設置 ・解除標識の真横方向ラバコン設置を終了する事 ・車両の駐車時の止めめハンドルきり確認 ・矢印板は、専用ウエイท์及び土蓋を取付け、転倒防止する。 ・安全帯の使用 ・車両出入しは、一般車両の確認を十分する ・工事用車両との合図の打合せ ・後送誘導等は、運転手より見える位置で行う
・解除看板を倒し、規制材に積む ・規制材を後退しながらラバコンを積みこむ ・トンネルの場合は、電光標識を車両の前面に配置し、逆走行で撤収する ・ETC道路で規制を実施した場合、明かり部についても前進にて撤去。 關原島規制部についても前進で行う。(方法は島規制撤去手順書に準拠) ・可変標識目隠しカバーを撤収する。 ・フェンコーン工事内容表示看板片付け ・規制材を後退させながら矢印板を標識車の手前まで撤収する ・規制材を後退させた後非常駐車帯に駐車する ・交通監視員はテーパー解除作業時に監視箇所よりテーパー先端に 移動し、発災筒・旗等により一般車に注意喚起する ・交通監視員はテーパー手前100mに移動して発災筒を3本以上使用し仮テーパーをつくり 発災筒・旗等により一般車に注意喚起する (3本以上で車線の半分以上程度まで収める) ・標識車を後退させながら、矢印板等を撤収する ・トンネル規制関係は、2車線撤去後から一宮管制室に連絡する	・車両発進・停止合図 ・撤収安全速度厳守 ・島橋標識の降車徹底 ・後送誘導等は、運転手より見える位置で行う ・解除中再開時は規制材の撤収忘れが無い様、作業員全員で周囲の確認をする。 ・後送誘導実施 ・標識がなければ保安員増員及び発災筒の複数使用 ・仮テーパー設置後矢印板を撤去する。保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起をしながら、作業員に危険を知らせる場所にいること。 ・逆起筒及びの標識車・規制材の道路変更時の合図及び一般車確認 トンネル用情報板及び信号機の確認 転がり防止付き発災筒を使用する。また、転がり防止が発災筒に取り付けてあるか確認を行う。 発災筒での火災・火災注意。 発災筒の消火は消火ポットを使用する。 ・交通監視員は発災筒の鎮火確認を行い火災予防する。 燃え残りの発災筒の片付け(現場に存置せず持ち帰る) ・積み荷の確認 ・本線走行車両に充分注意をする。
・標識車は筋田へ回送する ・262.75の位置の自動規制装置操作車で標識を収納する。 ・規制材は圏原～山本回りで、標識収納確認を行う。 ※故障を発生した場合、メソ担当へ連絡。施設へ修理依頼 ・収納確認終了後、規制解除連絡を一宮管制室に非常電話より連絡する	・規制予定整理番号確認・会社(発注者)中日本への規制連絡 ・規制材を2人で積込む場合は声を掛け合い意思疎通を図る

※注意事項

- ・工事箇所手前にはとまるぞーを設置し(60m手前)、現場が常に移動するような場合は除車帯を代用して配置する。
- ・規制延長が良い場合は、規制設置・撤去時に適宜作業員の交代を行うこと。
- ・車両移動時の急発進禁止
 - ・積み荷完全確認(規制材を2人で積込む場合は声を掛け合い意思疎通を図る)
 - ・ネットシートにて荷台の覆い
- ・本線降車時の確認不足禁止
 - ・立て看板の防護欄への転倒防止
- ・発災筒の確實使用
 - ・一般通行車両との車間距離の確認
- ・規制設置・撤去時 標識支柱を点検し、劣化している物は直ちに交換する
- ・一人作業の禁止
- ・発災筒をLED発災筒への積み換えを可能とする。
 - <監視員の役割>
 - ・監視員は回収車の荷台の上の、運転手後確認の妨げにならない箇所で、一般車に正対し真横にて注意喚起を行うとともに、作業員の安全監視を行う。
 - ・監視員は一般車の不安全運転、障害物や作業員の突発的事象を確認した場合は、速やかに「しらすんだー」で運転手・作業員に警告する。
 - ・連絡手段は「しらすんだー」に限らず、他の通報機器(インカム・トランシーバー・警笛等)でも可。

作業員(標準)	員数	資機材
規制責任者	1名	
作業員	2名	トラック(標識車)標識車
交通監視員	2名	発災筒・黄旗

- 安全設備・保護員確認
- ヘルメット
 - 安全視
 - 反射(自発光)チョッキ
 - 発災筒
 - 反射スリッパ
 - 黄旗(カラマンデー)
 - 警光棒
 - 手袋
 - 電筒